# 2014年合格目標 1.5年・1年本科生<スタンダード> 無料公開セミナー&講座説明会 『これからはじめる司法書士試験』

担当講師 司法書士 土屋 武大

#### 第1章 司法書士とは?

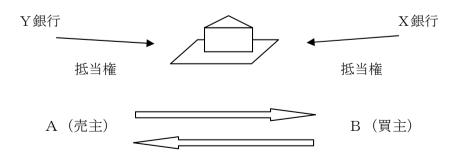
- 1. 司法書士の主な業務
  - ① 不動産登記に関する業務
  - ② 商業登記に関する業務
  - ③ 裁判書類作成関係業務
  - ④ 簡裁訴訟代理等関係業務
  - ⑤ 成年後見に関する業務
  - ⑥ 供託に関する業務
  - ⑦ 相談業務

#### 2. 司法書士業務の実例

(1) 不動産登記に関する業務

#### 『立会い』とは?

たとえば、不動産の売買に際して必要となる、売主(前所有者)のローン返済にともなう抵当権抹消、売主(前所有者)から買主(新所有者)への所有権移転、買主(新所有者)へのローンにともなう抵当権設定等について、司法書士は当事者の代理人として決済に立会い、真正な登記を実現することにより、その不動産取引を安全なかたちで完成させる役割を担っている。



#### (2) 商業登記に関する業務

株式会社等の会社は、その商号、本店、資本金、役員等の法定事項を登記簿に記録して公示することが法律上義務づけられている。これにより、商業登記制度は取引主体としてのその会社の信用を保持し、また取引そのものの安全を保護する役割を担っている。

#### 『企業法務のコンサルタント』

⇒コンプライアンス (法令遵守) の重要性

#### <具体例>

- ・会社(株式・合同・合名・合資)、各種法人、組合等の設立
- 增資、役員変更、商号変更、目的変更、本店移転
- · 合併、会社分割、株式交換、株式移転、解散、清算結了
- 株主総会招集、開催の指導
- 各種議事録等の作成

#### (3)裁判書類作成関係業務·簡裁訴訟代理等関係業務

①裁判書類作成関係業務とは?

# ②簡裁訴訟代理等関係業務とは?

- ・簡易裁判所での様々な手続についての代理
- ・裁判外での和解の代理や相談

※なお、これらの簡裁訴訟代理等関係業務は、いずれも、請求額が**簡易裁** 判所の事物管轄(140万円)を限度とする民事紛争において、**法務大 臣が指定した研修を修了し、認定を受けた司法書士**が行うことができる。

#### (4) 成年後見に関する業務

成年後見制度は精神上の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人(**成年後見人**)を付けてもらう制度である。

この成年後見制度の担い手として司法書士は専門の機関(成年後見センター・リガールサポート)を立ち上げ、**高齢者や障害者の財産管理**を通じて**権利擁護**に取り組んでいる。

#### 3. 司法書士の報酬

司法書士が業務を行ったときに受ける報酬については、各**司法書士が自由に定める** ことになっている。自由といっても、会則では、司法書士の報酬は、その額や算定方 法・諸費用を明示し、依頼者との合意によって決定することとされている。

- 4. 司法書士資格取得後の選択肢
- 5. 司法書士の現状と未来、その魅力 『**司法書士は可能性を秘めた資格**』

#### 第2章 司法書士試験概要

- 1. 試験概略
- (1) 主管・受験資格
- (2) 筆記試験と口述試験
- (3) 日程·会場等
- 2. 筆記試験について
- (1) 出題形式

筆記試験の出題形式は択一式(午前の部35間、午後の部35間)と記述式(午後の部2間)に分けられる。

択一式は五肢択一の形式で出題される。膨大な知識量とともに精度の高さを求められる。また、解答するスピードも重要である。

- ①単純正誤
- ②組合せ (大半を占める)
- ③個数算定 (難易度高め)

記述式は登記申請書の作成やその他の事項についての記述を求められる。単に申請書が書ければよいというものではなく、事実関係や書面から必要事項や問題点を読み取り、実体上の判断を踏まえて登記申請をするという極めて実務的な処理が求められる。

#### (2) 出題科目·出題数

	科目	択一式
午前	憲法	3問
前の	民法	20問
部	刑法	3問
	商法 (会社法)	9問

<sup>⇒『</sup>実体法』が出題される。

	科目	択一式	記述式
	民事訴訟法	5 問	_
	民事保全法	1問	_
午後	民事執行法	1問	_
の 部	司法書士法	1問	_
His	供託法	3問	_
	不動産登記法	16問	1問
	商業登記法	8問	1問

<sup>⇒『</sup>手続法』が出題される。

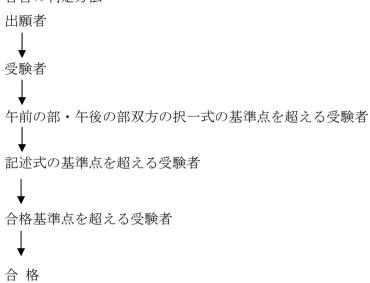
#### (3)配点

配点は択一式が1問3点(午前の部・午後の部各105点満点)、記述式は2問で70点満点で合計280点満点とされている。

## (4) 合格率

	18年	19年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
出願者数 (名)	31, 878	32, 469	33, 007	32, 558	33, 166	31, 228	29, 379
合格者数(名)	914	919	931	921	948	879	838
合格率 (%)	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8

# (5) 合否の判定方法



## (6) 合格ライン

	午前の部択一式	午後の部択一式	記述式	合格基準点
平成 14 年度	81 点(27 問)	75 点(25 問)	32.5 点	206.0 点
平成 15 年度	84 点(28 問)	72 点(24 問)	36.0 点	208.5 点
平成 16 年度	78点(26問)	72 点(24 問)	31.5 点	197.0 点
平成 17 年度	87 点(29 問)	78点(26問)	25.5 点	203.5 点
平成 18 年度	81 点(27 問)	75点(25問)	31.5 点	202.5 点
平成 19 年度	84 点(28 問)	84 点(28 問)	30.0 点	211.5 点
平成 20 年度	84 点(28 問)	78点(26問)	19.5 点	189.5 点
平成 21 年度	87 点(29 問)	75 点(25 問)	41.0 点	221.0 点
平成 22 年度	81 点(27 問)	75 点(25 問)	37.5 点	212.5 点
平成 23 年度	78点(26問)	72 点(24 問)	39.5 点	207.5 点
平成 24 年度	84 点(28 問)	78点(26問)	38.0 点	215.0 点

<sup>※</sup>平成20年度までは記述式が2間で52点満点とされていたため、試験全体の合計点は 262点満点だった。

- 第3章 試験内容等について
  - 1. 試験の仕組み・特殊性を理解する
    - ○主要4科目…民法・不動産登記法・商法(会社法)・商業登記法
    - ○マイナー科目…憲法・刑法・民事訴訟法・民事保全法・民事執行法・司法書士法・ 供託法
  - 2. 膨大な分量を克服する
  - 3. 各科目について
  - 4. 『条文』と『過去問』を制する者が本試験を制する
    - ⇒過去問分析が合格の鍵
    - ⇒知識を追い掛け回さない
  - 5. スケジュールをよく考える
    - (1) 焦りは禁物、後になって理解できることも少なくない
      - ⇒一通りやってみる
      - ⇒一定のペースを必ず保つ
    - (2) 直前期の重要性
      - ⇒逆算の発想
  - 6. 短期合格に必要なものとは
    - ⇒『整理された正確な知識』&『強い信念と明確な目的意識』

表 題 部	(主である建物の表示) 調製	平成12年	4月1	3日		不動産番号	1234567890	123
所在図番号	所在図番号 余白							
所 在	東多摩市栄町二丁目30番地9	)				余白		
家屋番号	30番9					余白		
①種 類	② 構 造	3床	面	積	m²	原因及	びその日付	[登記の日付]
居宅	木造瓦葺2階建		1階	68	75	平成12年4	月6日新築	
			2階	47	13	〔平成12年	年4月13日〕	
所 有 者	新宿区西新宿一丁目10番1号	牧田	俊 -	_				

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日•受付番号	【権利者その他の事項】	
1	所有権保存	平成12年4月28日	所有者 新宿区西新宿一丁目10番1号	
		第1600号	牧 田 俊 一	
2	所有権移転	平成13年3月15日 原因 平成13年3月15日売買		
		第1200号	所有者 渋谷区桜丘町31番15号	
			株式会社田山不動産	
3	所有権移転	平成17年6月1日	原因 平成17年6月1日売買	
		第3400号	所有者 東多摩市栄町二丁目30番地9	
			若 林 太 郎	

権利部	権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)				
順位番号	登記の目的	受付年月日•受付番号	【権利者その他の事項】		
1	抵当権設定	平成17年6月1日	原因 平成17年6月1日金銭消費貸借同日		
		第3401号	設定		
			債権額 金3,000万円		
			利息 年3.0%(年365日日割計算)		
			損害金 年14%(年365日日割計算)		
			債務者 東多摩市栄町二丁目30番地9		
			若 林 太 郎		
			抵当権者 千代田区三崎町一丁目3番9号		
		株式会社あすか銀行			
			(取扱店 水道橋支店)		
			共同担保 目録(あ)第100号		

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成24年12月21日

東京法務局東多摩出張所 登記官 法 務 太 郎 ⑩

# 履歴事項全部証明書

東京都南北区江戸町一丁目5番地 株式会社東京商事 会社法人等番号 〇〇〇〇一〇〇一〇〇〇〇〇

商号	株式会社東京商事			
本 店	東京都南北区江戸町一丁目5番地			
公告をする方法	<u>官報に掲載してする</u>			
	日本経済新聞に掲載してする	平成○年○月○日変更		
		平成〇年〇月〇日登記		
会社成立の年月日	昭和62年4月1日			
目的	1. 不動産の売買、賃貸借及び仲介斡旋 2. 損害保険代理業 3. 前各号に附帯する一切の業務			
発行可能株式総数	800株			
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株			
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記			
資本金の額	金1000万円			
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を要する			
役員に関する事項	取締役 東京太郎	平成○年○月○日就任		
		平成〇年〇月〇日登記		
	取締役 東京太郎 平成〇年〇月〇日重任			
		平成○年○月○日登記		
	取締役 加藤次郎	平成○年○月○日就任		
		平成○年○月○日登記		
	取締役 加藤次郎 平成〇年〇月〇日重			
	平成〇年〇月〇日登記			

	取締役 佐藤花子	平成〇年〇月〇日就任
		平成○年○月○日登記
	取締役 佐藤花子	平成〇年〇月〇日重任
		平成〇年〇月〇日登記
	東京都〇〇区〇〇町〇番〇号 代表取締役 東京太郎	平成〇年〇月〇日就任
		平成〇年〇月〇日登記
	東京都〇〇区〇〇町〇番〇号	平成〇年〇月〇日重任
	代表取締役 東京太郎	平成〇年〇月〇日登記
	会計参与 川崎三郎	平成〇年〇月〇日就任
	(書類等備置場所) 東京都〇〇〇番〇号	平成〇年〇月〇日登記
	監査役 田中三郎	平成〇年〇月〇日就任
		平成〇年〇月〇日登記
	監査役 田中三郎	平成〇年〇月〇日重任
		平成〇年〇月〇日登記
支 店	1 大阪市○○区○○町○番○号	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記
監査役設置会社に 関する事項	監査役設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記
会計参与設置会社 に関する事項	会計参与設置会社 平成〇年〇月〇日設第	定 平成○年○月○日登記
登記記録に関する 事項	平成〇年〇月〇日横浜市東西区一丁目17	番1号から本店移転 平成○年○月○日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明 した書面である。

> 平成〇年〇月〇日 ○○法務局 ○○出張所

登記官

法務 太郎

印